



3月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

当支部は2月10日付けにて、以下の所在地に移転いたしました。
電話機、ファックスの移設で一時的に連絡ができなくなる等、会員の皆様にご不便、ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。

新所在地：〒114-0022 東京都北区王子本町1-22-3 王子工業会館内

Mobile：090-3242-5447 電話：03-5948-5341 FAX：03-5948-5653

講習会等のご案内

『令和4年度 職場の健康づくり講習会』※無料です。

開催日時：令和4年3月9日（木） 14：00～16：40

開催場所：東京都東職業能力開発センター 実習室 足立区綾瀬5-6-1

講習内容：（1）企業の元気も支える治療と仕事の両立支援 ～お互い様の職場づくり～

東京産業保健総合支援センター 産業保健専門職 田中希実子氏

（2）特別講演：労働基準監督署とは？～監督署、怖いか、やさしいか～

※臨検監督とは？是正勧告とは？どんな場合に司法処分になるの？捜査ってどんな風にするの？監督署は急にやって来る？などなど、監督署の業務をわかりやすくお話いたします。

公益社団法人東京労働基準協会連合会

安全衛生研修センター次長 工藤 滝光 氏（元中央労働基準監督署長）

定 員：50名

※当支部ホームページより申込みできます。

※新型コロナウイルス感染状況により、中止とする場合もございますので、ご了承ください。

『令和5年度 雇入れ時安全衛生教育講習会』（労働安全衛生法第59条関連）

●会場とオンラインのハイブリッド方式で開催いたします。

《新規採用者対象》～ビジネスマナー講習も同時に行います～

開催日時：令和5年4月17日（月） 13：00～16：50

講習内容：新入社員の心構え

安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等

ビジネスマナーの基本（正しい挨拶の仕方・電話対応等）

会場定員：20名

《中途採用者・再雇用者等経験者対象》

開催日時：令和5年4月20日（木） 13：00～16：40

講習内容：安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等

高齢者の労働災害防止のポイント等

会場定員：10名

開催場所：（両日とも）：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8

参加費：（両日とも）：会員：4,000円 一般：6,000円

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和5年度 熱中症予防セミナー』 ～暑さが本格化する前に対策準備をしましょう～

開催日時 第1回 令和5年4月26日(水)

第2回 令和5年5月23日(火)

・第1回、第2回ともに13時00分～17時00分(12時30分開場)

会場 東京都城東職業能力開発センター 1階 実習室 足立区綾瀬5-6-1

内容 ①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例

講師 労働衛生コンサルタント 椎野恭司 氏

定員 50名

参加費 会員：5,200円 一般：7,200円 ※テキスト・資料・税込

締切り日 第1回：4月10日(月) 第2回：5月8日(月)

※ご案内・お申込書を同封いたしました。当支部ホームページよりweb申込みも可能です。

「第14次労働災害防止計画」について労働政策審議会が答申

～厚生労働省は、2023年度からの中期5か年計画を策定します～

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会(会長：清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)は、令和5年2月13日、加藤 勝信 厚生労働大臣に対し、「第14次労働災害防止計画」について答申を公表しました。

これは、昨年9月から同審議会の安全衛生分科会(分科会長：城内博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長)において審議を重ねてきた結果に基づくものです。

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第14次計画は、2023年度を初年度とする5年間を対象としたもので、計画の目標と重点対策等につきましては、当支部ホームページよりリンクできますのでご活用ください。

貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化

～「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果～

厚生労働大臣は、令和5年2月13日、労働政策審議会(会長 清家 篤 日本赤十字社社長 慶應義塾学事顧問)に対して、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問しました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会(分科会長 城内 博(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長)で審議が行われ、同日、同審議会から妥当である旨答申されました。

改正の趣旨と省令案要綱のポイント

1 改正の趣旨

貨物自動車に荷を積む作業および貨物自動車から荷を卸す作業(以下「荷役作業」)には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生の危険性があり、陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害の約7割が貨物自動車からの墜落・転落災害となっていることから、荷役作業における安全対策を強化することが強く求められています。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書」(令和4年8月26日公表)を踏まえ、貨物自動車の荷役作業に従事する労働者の安全確保のため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を改正するものです。

2 省令案要綱のポイント

- (1) 現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務および荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられていますが、これらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量2トン以上の貨物自動車に拡大します。
なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とします。
- (2) 荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項の安全または衛生のための特別の教育が必要な業務とします。
- (3) 貨物自動車の運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務等について、適用を除外します。

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます！

～令和5年4月1日から～

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から、職長等に対する安全衛生教育が必要となる製造業種の中で、これまで対象外とされていた以下の業種が追加され、職長教育の実施が必要となります。

- 食料品製造業※
- 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類 09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。

※ただし、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業に分類され、また、主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類 I-卸売業、小売業に分類されます。【日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)より引用】

【職長とは？】

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれておりますが、名称のいかんを問わず、仕事を行う上で、自社の労働者を現場で指導、監督する人のことをいいます。

※当支部におきましても、職長教育に係る安全衛生教育講習会を検討しております。詳細は来月号にてご案内する予定です。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）

～外国人労働者数は約182万人。過去最高を更新。～

厚生労働省はこのほど、令和4年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和4年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

届出状況のポイント

- 外国人労働者数は1,822,725人で、前年比95,504人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新し、対前年増加率は5.5%と、前年の0.2%から5.3ポイントの増加。
 - 外国人を雇用する事業所数は298,790所で、前年比13,710所増加し、届出義務化以降、過去最高を更新したが、対前年増加率は4.8%と、前年の6.7%から1.9ポイントの減少。
 - 国籍別では、ベトナムが最も多く462,384人（外国人労働者数全体の25.4%）。次いで中国385,848人（同21.2%）、フィリピン206,050人（同11.3%）の順。
 - 在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が479,949人で、前年比85,440人（21.7%）増加、「特定活動」が73,363人で、前年比7,435人（11.3%）増加、「身分に基づく在留資格」が595,207人で、前年比14,879人（2.6%）増加。一方、「技能実習」は343,254人で、前年比8,534人（2.4%）減少、「資格外活動」のうち「留学」は258,636人で、前年比8,958人（3.3%）の減少。
- ◇当支部ホームページより届出の概要等についてリンクできますのでご活用ください。